

羽生都市計画土地区画整理事業の変更（羽生市決定）

都市計画栄町土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		栄町土地区画整理事業			
面 積		約 8.4 ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅員	備 考
		幹線街路	3・4・6 上西口中岩瀬線	16m	
	上記幹線街路上西口中岩瀬線を根幹として、区画道路（幅員4m～11m）を宅地の利便に供するように適宜配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考
街区公園		2・2・1 栄町公園	約0.27ha		
土地利用や誘致距離等を考慮し、区域面積の3%以上、かつ、計画人口一人当たり3㎡以上の公園を配置する。					
その他の公共施設	区域内の下水を適切に処理できるように、下水道を配置する。				
宅地の整備	一般住宅用地については、短辺35m～40m、長辺50m～100mを標準とした街区を確保するよう計画する。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

昭和31年に都市計画決定した約16.1haのうち事業未着手区域である約7.7haを除外し、土地区画整理事業が完了した約8.4haに施行区域を縮小するものです。

都市計画として定める区域

羽生市西二丁目の一部